

令和4年度
業 務 概 要

～青森県の計量行政～

(令和3年度実績)



青森県 商工労働部 商工政策課

計量検定グループ

■ 目次

I	業務運営体制	1
1	沿革	1
2	組織と分掌事務	1
3	庁舎	2
4	検定、検査用設備	3
II	計量関係事業の届出・登録等	5
1	都道府県知事が行う計量法上の事務	5
2	上記1の事務の処理状況	6
3	届出、登録及び指定関係事業者	7
4	指定定期検査機関	16
III	特定計量器の検定・検査	17
1	概要	17
2	検定・検査の実施状況	17
3	既往の検定・検査状況	17
IV	基準器の検査	18
1	概要	18
2	基準器検査の実施状況	18
V	計量証明検査	19
1	概要	19
2	計量証明検査の実施状況	19
VI	計量器の依頼検査	20
1	概要	20
2	依頼検査の実施状況	20
VII	特定計量器の定期検査	21
1	概要	21
2	定期検査の実施状況	21
VIII	立入検査	23
1	概要	23
2	立入検査の実施状況	23
IX	歳入・歳出等の推移	24
1	歳入・歳出の推移	24
2	手数料収入の推移	24
X	計量関係機関等	25
1	計量特定市	25
2	一般社団法人青森県計量協会	25
	(参考資料)	
	検定・検査に使用している各種ステッカー	26
	「計量検定庁舎」へのアクセス	27

I 業務運営体制

本県の計量行政は、明治32年末に整備された「青森県常置検定所」を始めとし、県の単独公所である青森県検定所が中心的な役割を担っていましたが、県の行政改革大綱の「抜本の見直しをすべき公所」として平成15年に廃止され、「計量法に基づく計量器の検定に関する事務」並びに施設及び設備等が県商工政策課に引き継がれ、現在に至っています。

1 沿革

年月	内容
明治32年末	「度量衡法」による「青森県常置検定所」を青森市内に整備。後に同法の定期検定の廃止に伴い「度量衡器検定所」と改称
明治42年	庁舎を県立図書館東側に新築移転
明治43年	大火により庁舎が消失（5月）。跡地に庁舎を再建・移転（10月）
昭和20年7月	戦時の空襲により庁舎を消失。県議会議事堂側の仮庁舎に移転
昭和31年8月	県立図書館裏に2階建庁舎を新築。名称を「青森県計量検定所」に変更
昭和54年4月	県の単独公所として独立
昭和55年4月	新たな検定所庁舎として現在地に「旧青森県木工指導所」を併設する合同庁舎を整備
平成10年3月	タクシーメーター装置検査用基準器の導入・検査場の増築。電子比較器用の天びん室を改修
平成15年4月	第三次青森県行政改革大綱の「出先機関の抜本の見直し」により民間委託等が可能となった検定所を廃止。検定所の事務、施設及び設備等の所管を県商工政策課（計量検定グループ）に移行
平成18年6月	「民間委託等の取組に関する実施計画等」により、特定計量器定期検査のうち「大型はかり」について（社）青森県計量協会に業務委託
平成22年4月	（社）青森県計量協会に同定期検査の「小型はかり」も追加して全面委託

2 組織と分掌事務

商工政策課長 課長代理	総務G	(1) 計量法に基づく指導及び啓発に関すること
	企画調整G	(2) 計量法に基づく特定計量器の検定、検査及び基準器検査に関すること
	商工金融G	(3) 立入検査に関すること
	団体・商業支援G	(4) 計量法に基づく指定、登録及び届出に関すること
		(5) 指定定期検査機関及び市町村等の関係機関との連絡調整に関すること
	鉱山保安G	(6) 庁舎の管理・運営に関すること
	計量検定G(4名)	(7) 検定・検査施設の管理に関すること

3 庁 舎

(1) 所在地

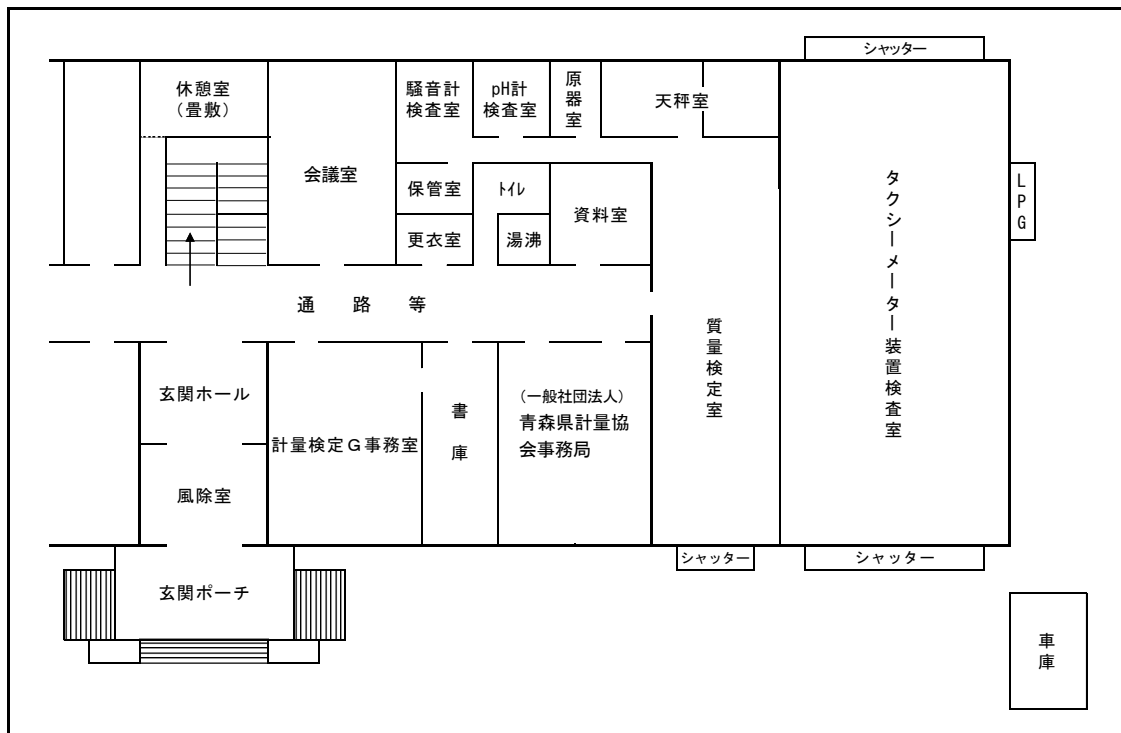
住所	連絡先	
〒030-0113 青森市第二問屋町四丁目 11 番 6 号	青森県 商工労働部 商工政策課 計量検定グループ	TEL 017-739-8555 FAX 017-739-8556

(2) 建 屋 (合同庁舎)

- ① 管 理 者 青森県商工労働部長
- ② 敷地面積 11,500.59 m²
- ③ 建築面積 1,744.67 m² (別棟を除く。)
- ④ 構 造 鉄筋コンクリート (一部2階建)
- ⑤ 用 途 県の他、行政財産の使用許可を得た民間団体が行う業務に供用

(3) 間取り (計量検定関係)

① 平面図 (1階)



② 検定検査関係居室

タクシメーター装置検査室	226.8 m ²	騒音計検査室	31.3 m ²
質量計検定室	118.5 m ²	書庫	30.0 m ²
車庫 (控室・物置)	80.0 m ²	P H計検査室	20.0 m ²
事務室 ((一社) 青森県計量協会)	70.0 m ²	原器室	10.0 m ²
事務室 (計量検定グループ)	52.5 m ²	保管室	10.0 m ²
天びん室	34.0 m ²	資料室	8.0 m ²
会議室	58.8 m ²		

4 検定、検査用設備

(1) 基準器

品名	数量	型式又は能力
特級基準分銅	1組	20kg～1mg(1組30個)
1級基準分銅	1組	10kg～1kg(1組5個)
〃	1組	1kg～1g(1組20個)
〃	1組	500mg～1mg(1組12個)
〃	2組	2kg～1mg(1組28個(定期検査用))
2級基準分銅	1組	2kg～10mg(1組22個)
〃	20	1000kg
基準巻尺	2	10m(1mm)×1、5m(5mm)×1
基準手動天びん	5	30kg(200mg)×2、5kg(50mg)×1、200g(1mg)×1、5g(0.1mg)×1
基準直示天びん	1	200g(1mg)
基準台手動はかり	1	1010kg(100g)/マスタースケール
装置検査用基準器	2	円周1m(両輪掛固定式(電動))
液体メーター用基準タンク	6	200L(0.05L)、100L(0.05L)、50L(0.05L)、21L(0.02L)、10.4L(0.01L)、5.1L(0.005L)各1
基準ガラス製温度計	2	-21℃～106℃(0.5℃)×1、0℃、34℃～43℃(0.05℃)×1
基準密度浮ひょう	1	0.750～0.800g/cm ³ (0.0005g/cm ³)
〃	1	0.800～0.850g/cm ³ (0.0005g/cm ³)
〃	1	0.850～0.900g/cm ³ (0.0005g/cm ³)
LPG用基準浮ひょう型密度計	1	0.500～0.650g/cm ³ (0.002g/cm ³)
〃	1	0.470～0.570g/cm ³ (0.001g/cm ³)
基準液柱圧力計	1	0～300mmHg(1mmHg)
基準フラスコ	4	10L×1、5L×1、2L×1、1L×1

(2) 検査器具

品名	数量	型式又は能力
1級実用基準分銅	50	20kg (枕型(鋳鉄製))
〃	4	10kg (枕型(ステンレス製))
2級実用基準分銅	100	20kg (枕型(鋳鉄製))
〃	30	10kg (枕型(ステンレス製))
〃	6	10kg(環付き枕型・ステンレス製)×2、5kg(枕型・ステンレス製)×2、5kg(環付き枕型・ステンレス製)×2
〃	4組	2kg～50kg(9個×4)
〃	1組	2kg～5g(13個)
〃	1組	2kg～5g(16個)
〃	20	1000kg (角とう形(鋳鉄製))
3級実用基準分銅	4	2kg (環付き枕型(鋳鉄製))
〃	1組	2kg～5g(20個)
〃	3組	50g～100mg(12個×3)
〃	20	1000kg (バスケット型(軟鋼製))
ブロックゲージ	1組	0.5mm～100mm (JIS 0級 56個組)
装置検査用回転数計	6	新型 3、旧型 3
装置検査用フリーローラー	1組	フルタイム 4WD 用
電動ホイスト	1	1t
水準器	2	
温度計検査槽	1	
電磁式はかり	4	205g/0.01mg×1、5.1kg/1mg×1、41kg/5mg×1、1.1t/0.5g×1
電磁式はかり	1	3kg/0.01g (定期検査用)
誘電式はかり(音叉式)	1	3kg/0.1g (量目検査用)
電気抵抗線式はかり	42	2kg/1g (計量モニター用)
不等比皿手動はかり	1	2kg/1g
〃	1	1kg/0.5g

Ⅱ 計量関係事業の届出・登録等

1 都道府県知事が行う計量法上の事務

計量法により、正確な特定計量器を供給し、不正確な計量の防止及び適正な計量管理を図るため、次のような届出・登録・指定制度が設けられており、県は経済産業大臣への届出の進達や、届出の受理などの業務を行っています。

区分（概要）	左記事業、事業者等の届出、登録及び指定に係る事務
(1) 特定計量器製造事業の届出（法第 40 条関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気計器の製造事業を行うとする者の届出、変更又は廃止は、その工場等の所在地を管轄する経済産業局長に所定の書類を届出（届出製造事業者） ② 上記①以外の特定計量器の製造事業を行おうとする者の届出、変更又は廃止は、その工場等の所在地を管轄する都道府県知事を経由し、所定の書類を経済産業大臣に提出
(2) 特定計量器修理事業の届出（法第 46 条関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気計器に係る修理事業を行おうとする者の届出、変更又は廃止は、その工場等の所在地を管轄する経済産業局長に所定の書類を届出（届出修理事業者） ② 上記①以外の特定計量器の修理事業を行おうとする者の届出、変更又は廃止は、その工場等の所在地を管轄する都道府県知事に所定の書類を提出
(3) 特定計量器販売事業の届出（法第 51 条関係）	
	「非自動はかり、分銅及びおもり」の販売の事業を行おうとする者の届出、変更又は廃止は、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事に所定の書類を提出（販売事業者）
(4) 計量証明事業の登録（法第 107 条関係）	
運送、寄託又は売買を目的とする貨物の長さ、質量、面積等を計量し、その結果を証明する事業、又は、物質の濃度、騒音レベル等を計量し、その結果を証明する事業の登録	<ul style="list-style-type: none"> ① 左記の事業の登録を行おうとする者の申請は、所定の書類をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出（計量証明事業者） ② 都道府県知事は、上記①の申請事業のうち、計量法に定める基準に適合すると認められるものを登録（「登録証」を交付） ③ その変更又は廃止は、登録を行った都道府県知事に所定の事項を届出 ④ 「登録証」の再交付は、その登録を行った都道府県知事に申請 ⑤ 都道府県知事は、上記②の事業者のうち、計量法に定める違反行為を行った者の登録を取消（又は当該事業の停止を命令）
(5) 計量士の登録（法第 122 条関係）	
計量器の検査その他の計量管理を適格に行うために必要な知識経験を有する者の「計量士」としての登録	<ul style="list-style-type: none"> ① 計量士の登録を行おうとする「計量士国家試験合格者」又は「一般計量教習」修了者は、所定の書類を住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由し（進達）、経済産業大臣に提出 ② 経済産業大臣は、上記①の申請を行った者のうち、計量法に定める資格要件を満たす者を登録（「登録証」を交付） ③ その変更は、上記①の都道府県知事を経由し（進達）、経済産業大臣に申請 ④ 「登録証」の再交付は、上記①と同様、都道府県知事を経由し、その再交付を経済産業大臣に申請 ⑤ 経済産業大臣は、上記②の計量士のうち、計量法に定める違反行為を行った者の登録を取消（又は計量士の名称の使用の停止を命令）

区分（区分）	左記事業、事業者等の届出、登録及び指定に係る事務
(6) 指定製造事業者の指定（法第90条関係）	
<p>経済産業省令で定める「基準」に適合し、優れた品質管理能力を有する届出製造事業者であって、製造する型式承認を取得した特定計量器の自主検査を行おうとする者の指定</p>	<p>① 左記の指定を受けようとする上記(1)の届出製造事業者であって、電気計器の製造事業を行う者は、所定の書類をその工場等の所在地を管轄する経済産業局長を経由し、経済産業大臣に提出</p> <p>② 上記(1)の届出製造事業者であって、電気計器以外の製造事業を行う者は、所定の書類をその工場等の所在地を管轄する都道府県知事を経由し（進達）、経済産業大臣に申請</p> <p>③ 上記②の申請の工場等で製造する特定計量器の種類によっては、都道府県知事はその品質管理の方法を検査</p> <p>④ 経済産業大臣は、上記①及び②の申請を行った者のうち、計量法に定める指定基準に適合する者を指定</p> <p>⑤ 上記④の指定を受けた事業者は、その工場等で製造する特定計量器であって、型式承認が付されているものに「基準適合証印」を表示</p> <p>⑥ 経済産業大臣は、上記④の指定製造事業者のうち、計量法に定める違反行為を行った者の指定を取消</p>
(7) 適正計量管理事業所の指定（法第127条関係）	
<p>特定計量器を使用する事業所のうち、所定の検査設備と計量士を有し、使用特定計量器の検査等、計量管理を行おうとする事業所の指定</p>	<p>① 左記の指定を受けようとする事業所は、所定の書類をその特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出</p> <p>② 都道府県知事は、上記①の申請を行った者の計量管理の方法を検査し、計量法に定める指定基準に適合する者を指定</p> <p>③ 上記②の指定を受けた事業所は、その事業所に「適正計量管理事業所」の標識を掲示</p> <p>④ 指定を受けた申請事項の変更、事業の廃止は、指定を行った都道府県知事に所定の書類を届出</p> <p>⑤ 都道府県知事は、上記②の適正計量管理事業所のうち、計量法に定める違反行為を行った者の指定を取消</p>

2 上記1の事務の処理状況（令和4年3月31日現在）

上記1の「都道府県知事の事務」として、令和3年度に行った事務及びその処理件数は次表のとおりです。

計量法に定める 手続き 関係事業・事業者	(1) 届出、登録及 び指定の 状況	(2) (1)のうち新規の 届出・登録・指定			(3) (1)のうち変更、訂正等					
					① 届出、登録及び 指定の変更等			② 「登録証」の 訂正等		
		届出	登録	指定	変更	廃止	取消	訂正	再交付	返納
(1) 特定計量器製造事業	11	0	0	0	11	0	0	0	0	0
(2) 特定計量器修理事業	6	0	0	0	4	2	0	0	0	0
(3) 特定計量器販売事業	63	4	0	0	18	41	0	0	0	0
(4) 指定製造事業者	11	0	0	0	11	0	0	0	0	0
(5) 計量証明事業	9	0	0	0	8	1	0	0	0	0
① 環境	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0
② 一般	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
(6) 計量士	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
① 環境	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
② 一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 適正計量管理事業所	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0

3 届出、登録及び指定関係事業者（本県に事業所、事業場等を置く者）

(1) 届出製造事業者

No.	事業者名	事業区分	工場又は事業場の所在地
1	(株)西衡器製作所	質量計第1・2類、分銅等、燃料油メーター、圧力計第1・2類	青森市第二問屋町四丁目2番30号
2	アズビル金門青森(株)	水道メーター第1・2類、微流量燃料油メーター、自動車等給油メーター、大型車載燃料油メーター、小型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等、液化石油ガスメーター、温水メーター、積算熱量計、排水積算体積計	青森市大字野木字山口245番地8号
3	アンデス電気(株)	血圧計第1類	八戸市桔梗野工業団地一丁目4番1号

(2) 届出修理事業者

No.	事業者名	事業区分	工場又は事業場の所在地
1	(株)西衡器製作所	質量計第1・2類、自動はかり、分銅等、燃料油メーター、圧力計第1・2類	青森市第二問屋町四丁目2番30号
2	(株)寺岡システム	質量計第1・2類、自動はかり	青森市青葉一丁目2番地3
3	東芝テックソリューションサービス(株)	質量計第1類	青森市第二問屋町一丁目8番2号
4	日東インダ(株)	質量計第1・2類、自動はかり、分銅等	八戸市大字新井田字小久保尻16番1号
5	(有)ハチノヘケイキ	〃	八戸市城下三丁目13番11号
6	(有)東北計測工業	質量計第1・2類、自動はかり	八戸市八太郎二丁目1番30号
7	久保哲也(サイカツ商会)	質量計第2類	八戸市新湊一丁目2番地1
8	東北産機システム(株)	自動はかり	八戸市諏訪三丁目20番地4
9	いすゞ自動車東北(株)	自重計	青森市大字八ツ役字矢作69番1号
10	(株)タケナカ	〃	青森市大字野木字野尻37番地734
11	(有)山茂商会	〃	弘前市大字川先四丁目12番地の2
12	(有)花田自動車工業	〃	弘前市大字撫牛子四丁目4番地の8
13	(有)宮本自動車整備工業	〃	八戸市城下四丁目4番17号
14	(株)キクチ商会	〃	八戸市大字長苗代字化石76番地の4
15	西北五地区自動車整備事業(協)	〃	五所川原市大字湊字船越329番地11号
16	下北地区自動車整備事業(協)	〃	むつ市海老川町13番3号
17	川浪喜久子(中里総合自動車)	〃	北津軽郡中泊町大字薄市字沖原14番地4号
18	浜田重機(株)	〃	十和田市大字洞内字井戸頭158番地

No.	事業者名	事業区分	工場又は事業場の所在地
19	青森日野自動車(株)	自重計	青森市大字野木字山口 164 番地 82
20	(株)新青森自工	自重計	青森市大字金浜字稲田 7 番地 10
21	青森トヨペット(株)	タクシーメーター	青森市大字石江字三好 144 番地2号
22	青森日産自動車(株)	〃	青森市大字三内字稲元 86 番地
23	鹿内 祥生	〃	青森市大字三内字丸山 381 番地の 102
24	青森三菱自動車販売(株)	〃	青森市大字新城字平岡 397 番地 20 号
25	(株)弘前バッテリー社	〃	弘前市大字神田五丁目 4 番地 20
26	南部電機(株)	〃	八戸市大字長苗代字化石 85 番地5
27	(株)八戸電機商会	〃	八戸市大字長苗代字化石 76 番地5
28	(有)岩織電装サービス	〃	八戸市江陽二丁目8番9号
29	(有)梅田電機工業所	〃	五所川原市大字姥菟字船橋 230 番地8
30	(有)南部電機サービス	〃	十和田市東十三番町 51 番 26 号
31	(有)小田桐電装	〃	むつ市南町1番6号
32	神 光雄	燃料油メーター	青森市奥野四丁目9番6号
33	(株)トップテクノ	〃	八戸市石堂三丁目 11 番6号
34	(株)橋本油店	〃	八戸市大字糠塚字大杉平4番地3
35	東北化学薬品(株)	濃度計第1・2・3類	弘前市大字神田一丁目3番地の1
36	東北システム(株)	〃	弘前市大字神田一丁目2番地の 14
37	(株)八戸科学	〃	八戸市北白山台二丁目1番地 11 号
38	北日本計装(株)	〃	八戸市城下一丁目 18 番地3

(3) 届出版売事業者

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
1	(株)アイ・シーメディカル	弘前市	2
2	青森県漁業協同組合連合会	青森市	1
3	青森県庁消費生活協同組合	青森市	1
4	青森図書教育用品(株)	弘前市	1
5	(株)青森メディカル	青森市	1
6	あすなろ理研(株)	平川市	1
7	阿保 清志	青森市	1
8	イオンリテール(株)	千葉県千葉市	6
9	(株)キセキ東北青森支社	青森市	16
10	市田 ヨシエ	つがる市	1
11	(有)伊藤薬局	青森市	1
12	(株)上田金物店	五所川原市	1
13	英和(株)	大阪府大阪市	1
14	(株)Aコープ東日本	神奈川県横浜市	1
15	(株)SOA青森	八戸市	1
16	江渡商事(株)	青森市	1
17	(株)江戸っ子や	黒石市	1
18	NECキャピタルソリューション(株)	東京都港区	1
19	NX商事(株) 仙台支店	宮城県仙台市	1
20	(株)蝦名商店	青森市	1
21	MPアグロ(株)	北海道北広島市	2
22	(株)大平教材社	青森市	1
23	太田 貞子	北津軽郡鶴田町	1
24	太田 源	北津軽郡鶴田町	1
25	尾刀 文雄	三戸郡南部町	1
26	小田島商事(株)	岩手県花巻市	1
27	オリックス(株)	東京都港区	2
28	(株)角弘	青森市	6
29	(株)かとう	西津軽郡深浦町	1
30	鎌田 尚(ひろさきチャイルド社)	弘前市	1
31	川嶋 欽一	つがる市	1
32	(株)菅文	岩手県二戸市	6

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
33	(株)菊池薬店	弘前市	1
34	菊地ラジオ店 菊地 潤	むつ市	1
35	(有)菊六書店	三戸郡五戸町	1
36	北日本計装(株)	八戸市	1
37	(有)北日本ビジネス	八戸市	1
38	キャノンメディカルシステムズ(株)	栃木県大田原市	1
39	共立医科器械(株)	岩手県盛岡市	4
40	(株)協和医療器	八戸市	1
41	(株)くどう教材社	弘前市	1
42	工藤 倫子	上北郡七戸町	1
43	久保 哲也	八戸市	1
44	熊野 鉄夫	三沢市	1
45	(株)ケア・テック	岩手県盛岡市	3
46	合同会社ケアプラス青森	青森市	1
47	一般財団法人弘仁会	弘前市	1
48	(株)高速	宮城県仙台市	2
49	(株)コクゴ	東京都千代田区	1
50	(株)コジマ	栃木県宇都宮市	1
51	コセキ(株)	宮城県仙台市	2
52	(株)コハタ	北海道旭川市	2
53	(株)小林金物店	五所川原市	1
54	コマツリフト(株)北海道東北カンパニー	宮城県仙台市	5
55	(株)コメリ	新潟県新潟市	20
56	今 博実	青森市	1
57	斉藤 禮太郎	弘前市	1
58	(有)櫻井薬局	青森市	1
59	(株)櫻井薬局	三沢市	1
60	(株)サクラダ	青森市	3
61	(株)さくら野百貨店	青森市	2
62	佐々木 昭義	青森市	1
63	(有)ささでんき	弘前市	1
64	(株)ザックス	下北郡東通村	6
65	(株)三亥	宮城県塩釜市	1

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
66	(株)サンデー	八戸市	22
67	(株)サンメディックス	八戸市	2
68	七戸 均	西津軽郡深浦町	1
69	(株)シバタ医理科	弘前市	5
70	(株)シマヤ	青森市	2
71	(株)城ヶ倉観光	青森市	1
72	(有)ショップサブライ	青森市	1
73	新生メディカル(株)	八戸市	1
74	(有)吹田	南津軽郡大鰐町	1
75	杉山 一雄	上北郡横浜町	1
76	(株)スズケン	愛知県名古屋市	3
77	全国農業協同組合連合会青森県本部	青森市	6
78	外ヶ浜漁業協同組合	東津軽郡外ヶ浜町	2
79	(有)其田商店	東津軽郡今別町	1
80	大丸(株)	北海道札幌市	1
81	(有)高木学習社	弘前市	2
82	(有)高久はかり店	八戸市	1
83	竹内 正隆	南津軽郡大鰐町	1
84	竹内 勇三	青森市	1
85	竹中住宅設備産業(株)	青森市	1
86	田沢 強	青森市	1
87	(有)たむら商店	五所川原市	1
88	(株)長慶	弘前市	2
89	DCM(株)	東京都品川区	25
90	DCMホームマック(株)	北海道札幌市	2
91	(株)寺岡システム	宮城県仙台市	2
92	(株)東京エコー	東京都中央区	1
93	東京商事(株)	青森市	1
94	(株)東東堂	むつ市	2
95	東芝テック(株)	東京都品川区	1
96	東芝テックソリューションサービス(株)	東京都品川区	1
97	東邦薬品(株)	東京都世田谷区	6
98	東北アルフレッサ(株)	福島県郡山市	3

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
99	東北化学薬品(株)	弘前市	4
100	(有)東北計測工業	八戸市	1
101	東北システム(株)	弘前市	2
102	(株)東北船用品	青森市	1
103	東和レジスターシステム(株)	弘前市	2
104	東和レジスター仙台販売(株)	宮城県仙台市	1
105	戸館 常雄	上北郡七戸町	1
106	(株)ドットウエルビー・エム・エス	東京都中央区	1
107	轟産業(株)	福井県福井市	1
108	(有)苔米地教材社	十和田市	2
109	苔米地 ちせ	三沢市	1
110	トヤマ農材(株)	弘前市	2
111	豊巻ビニール(株)	八戸市	2
112	十和田おいらせ農業協同組合	十和田市	20
113	(株)中西制作所	大阪府大阪市	1
114	(株)七尾家具百貨店	八戸市	1
115	(有)ナリショウ	青森市	1
116	(株)成瀬理工	岩手県盛岡市	1
117	(株)成田本店	青森市	1
118	(株)西衡器製作所	青森市	4
119	日藤(株)	北海道札幌市	1
120	ニチュムHI東北(株)	宮城県仙台市	2
121	日東インダ(株)	宮城県仙台市	2
122	(株)ニプロ	大阪市北区	1
123	日本調理機(株)	東京都大田区	1
124	日本エヌ・シー・アール(株)	東京都港区	1
125	日本光電工業(株)	東京都新宿区	2
126	(有)ニューコン・メディカル商事	八戸市	1
127	(株)野忠建設	上北郡野辺地町	1
128	野村 真木男	青森市	1
129	(株)バイタルネット	宮城県仙台市	4
130	(株)八戸科学	八戸市	2
131	(株)八戸東和レジスター	八戸市	1

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
132	(有)羽藤商事	五所川原市	1
133	花楯産業(株)	山形県山形市	1
134	(株)ヒグチ	青森市	1
135	樋口ホスピタルサプライ(株)	青森市	1
136	(株)弘前事務機器商会	弘前市	1
137	弘前大学消費生活協同組合	弘前市	1
138	(有)弘前山上医科	弘前市	1
139	(有)富士教材社	青森市	1
140	(有)富士文房具店	八戸市	1
141	福地 勤	東津軽郡平内町	1
142	富士商事(株)	山形県山形市	1
143	藤田 和弘	三沢市	1
144	藤村 勇吉	上北郡六戸町	1
145	(株)ふじや	八戸市	1
146	二川原 敏信	南津軽郡大鰐町	1
147	(株)文屋	三戸郡五戸町	1
148	(有)フロンティ	西津軽郡深浦町	1
149	紅屋商事(株)	青森市	1
150	戸来地方酪農農業協同組合	三戸郡新郷村	1
151	(株)ホームメイキング	平川市	1
152	(株)北斗医理科	弘前市	3
153	ホシザキ東北(株)	宮城県仙台市	6
154	(有)ほてい堂薬局	青森市	1
155	合資会社又丸小田川金物店	五所川原市	1
156	(株)町田アンド町田商会	弘前市	1
157	(有)松伝商店	三戸郡三戸町	1
158	丸木医科器械(株)	宮城県仙台市	1
159	(有)マルダイパッケージ	弘前市	1
160	(株)マルチ薬局	黒石市	1
161	丸山 勲	青森市	1
162	(株)みちくのクボタ	岩手県花巻市	29
163	みちのくリース(株)	青森市	3
164	(株)宮田住建	東津軽郡外ヶ浜町	1

No.	事業者名	届出住所・本県事業所数	
165	(株)むつ松木屋	むつ市	1
166	(株)村井農事商会	三戸郡南部町	1
167	村林 学	青森市	1
168	(株)メディセオ	東京都中央区	4
169	(株)根久商店	三沢市	1
170	森川産業(株)	東京都千代田区	1
171	盛田 茂	上北郡七戸町	1
172	合名会社山岸商店	東津軽郡外ヶ浜町	1
173	山口 和之(学栄堂)	南津軽郡大鰐町	1
174	(有)山田金物店	青森市	1
175	(株)ヤマダ電機	群馬県高崎市	3
176	(有)山中久吉商店	弘前市	1
177	幸田 義美	南津軽郡藤崎町	1
178	(株)ユヤマ	大阪府豊中市	1
179	(株)よしのや本間	青森市	1
180	ワタキューセイモア(株)	京都府綴喜郡井出町	1

※注 紙面の制約上、届出事業者の住所は、都道府県、区、市町村名までとしている。

(4) 指定製造事業者

事業者名	事業区分	工場又は事業場の所在地
アズビル金門青森(株)	微流量燃料油メーター、水道メーター第1類、温水メーター、積算熱量計、水道メーター第2類	青森市大字野木字山口 245 番地 8 号

(5) 計量証明事業者

No.	事業者名	事業区分	事業所の所在地
1	青森製氷(株)	質量	青森市本町三丁目6番33号
2	(株)青南商事	〃	弘前市大字神田五丁目4番地の5
3	(有)瀧尻商店	〃	八戸市沼館四丁目5番20号
4	(有)柏崎清掃社	〃	八戸市大字是川字田中山24番23号
5	(有)島守水産加工所	〃	八戸市大字市川町字下揚49番地9
6	(有)田中石灰タンカル工業	〃	八戸市小中野六丁目25番14号
7	あすなろ理研(株)	〃	平川市大坊竹原218番地1
8	(株)ウイズウェイストジャパン	〃	三戸郡三戸町大字斗内字立花71番地1
9	フジメタルリサイクル(株)	〃	三戸郡階上町蒼前東二丁目9番地34
10	第一清掃(株)	質量、濃度(水・土壌)	八戸市大字是川字金ヶ坂18番地
11	(一社)日本海事検定協会	質量、体積	八戸市沼館一丁目13番3号
12	(一社)全日検	長さ	八戸市大字川原木字海岸36番地9 (八戸港国際ターミナル201号室)
13	エヌエス環境(株)	濃度(大気・水・土壌)、音圧、振動	青森市大字浜田字玉川347番地
14	(一社)青森県薬剤師会 食と水の検査センター	濃度(大気・水・土壌)	青森市浪打一丁目16番17号
15	(株)環境工学	濃度(大気・水・土壌)、音圧、振動	弘前市大字城東中央三丁目4番地17号
16	(株)新菱八戸工場	濃度(大気・水・土壌)、音圧、振動	八戸市江陽三丁目1番109号
17	東北緑化環境保全(株)	濃度(大気・水・土壌)	八戸市大字河原木字宇兵エ河原1番1号
18	(株)産業公害・医学研究所	濃度(大気・水・土壌)、音圧、振動、 特定濃度(大気・水・土壌)	八戸市大字河原木字浜名谷地76番地
19	環境技術(株)	濃度(大気・水・土壌)	八戸市大字河原木字浜名谷地1番地1
20	(公財)青森県建設技術センター	濃度(水・土壌)	八戸市大字河原木字蓮沼1番地21
21	(有)環境衛生研究所	濃度(大気・水・土壌)	むつ市大畑町上野96番地186
22	環境保全(株)	濃度(大気・水・土壌)、音圧、振動、 特定濃度(大気・水・土壌)	平川市松崎西田41番地10
23	(株)ザックス	濃度(大気・水・土壌)、音圧、 振動	上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附1番74号
24	(株)マシス	濃度(水・土壌)	弘前市大字扇町二丁目2番地7
25	(株)弘前浄化槽センター	〃	弘前市大字境関字亥の宮35番地4
26	(地独)青森県産業技術センター	濃度(水)	弘前市大字扇町一丁目1番8
27	(株)県南環境	濃度(大気・水)	三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢9-102

No.	事業者名	事業区分	事業所の所在地
28	(株)江東微生物研究所	音圧、振動	弘前市大字末広三丁目1番地3
29	(株)丸升増田本店	質量	青森市三内字丸山 39 番地182

(6) 適正計量管理事業所

No.	事業所名	指定事業申請者住所	県内事業所数 (特定市を除く)
1	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1丁目3番2号	225
2	住友化学(株)三沢工場	三沢市大字三沢字淋代平	1

※注 特定市：青森市、弘前市、八戸市

4 指定期検査機関

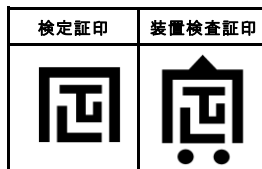
上記1の事務の他、性能及び器差に係る検査を定期的に行うこととされている「質量計」の定期検査（計量法第19条）については、次のとおり、計量法第20条の「指定期検査機関」を指定し、委託により行っています。

事業者名	所在地	指定年月日	指定の区分	
			種類	区域
(一社)青森県計量協会	青森市第二問屋町四丁目11番6号	平成18年4月1日	大型はかり	県内全域 (特定市以外)
(一社)青森県計量協会	青森市第二問屋町四丁目11番6号	平成22年2月26日	大型はかり 以外	県内全域 (特定市以外)

Ⅲ 特定計量器の検定・検査

1 概要

特定計量器のうち、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関（（一財）日本品質保証機構）の検定に合格し、右記の検定証印が付されたもの以外の特定計量器については、計量法の規定により、その取引又は証明における計量への使用が禁止されており、都道府県知事についても、その権限の属する者の一人として、計量法関係法令に定めるものの検定を行っています。



特定計量器	有効期間
タクシーメーター	1年
燃料油メーター	7年又は5年
液化石油ガスメーター	4年

※都道府県知事の検定の対象とする主な特定計量器とその有効期間

2 検定・検査の実施状況

種類	区分	検定・検査実績						手数料 (円)
		製造		修理		計		
		実施 個数	不合格 個数	実施 個数	不合格 個数	実施 個数	不合格 個数	
タクシーメーター		0	0	2,288	0	2,288	0	1,601,600
質量計		0	0	85	0	85	0	236,650
体積計	燃料油メーター	0	0	1,532	0	1,532	0	3,534,400
	液化石油ガスメーター	0	0	28	0	28	0	179,200
アネロイド型血圧計		0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	3,933	0	3,933	0	5,551,850

※注 上記のタクシー又はタンクローリーについては、当庁舎から半径40km以内に所在する場合は庁舎内で、半径40kmを超える地域は、その所在場所で、タクシーメーター又は燃料油メーターの検定・検査を行っています。

3 既往の検定・検査状況

区分 年度	実施個数	手数料(円)	備考
平成 27	4,629	5,371,850	※血圧計検定開始（平成27年6月）
28	4,223	5,599,150	
29	3,802	4,838,250	
30	3,629	4,448,000	
令和元	3,873	4,856,800	
2	3,773	4,874,650	
3	3,933	5,551,850	

IV 基準器の検査

1 概要

検定、定期検査その他計量器の検査のうち、経済産業省令で定めるものに用いる計量器の検査（基準器検査）については、経済産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行い、合格したのものには、「基準器検査証印」を付し、基準器検査成績書を交付することとされており、県は計量関係法令に定めるものの検査を行っています。



基準器検査証印

2 基準器検査の実施状況

種類	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	検査 個数	不合格 個数	手数料 (円)	検査 個数	不合格 個数	手数料 (円)	検査 個数	不合格 個数	手数料 (円)
タクシーメーター装置検査用基準器	0	0	0	0	0	0	1	0	0
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0	1	0	7,800
1級基準分銅	0	0	0	53	0	0	0	0	0
2級基準分銅	26	0	3,840	20	0	0	40	0	13,080
3級基準分銅	20	0	77,160	45	0	89,160	66	0	100,600
液体メーター用基準タンク	6	0	40,800	2	0	27,200	5	0	68,000
水道メーター用基準タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	52	0	121,800	120	0	116,360	113	0	189,480

※注 検査個数には、手数料免除のものも含む。

V 計量証明検査

1 概要

計量証明の事業（第三者として委託を受け、貨物の長さ、面積、体積、若しくは熱量〔取引関係〕又は物質の濃度、音圧レベル若しくは振動加速度レベル〔公害関係〕を計量し、その測定結果を証明する事業）の都道府県知事の登録を受けた「計量証明事業者」については、その登録を行った都道府県知事の計量証明に使用する特定計量器の定期検査を受けることが義務付けられており、都道府県知事は、登録後の計量証明事業についても、適正な計量の実施を確保することとされています。

2 計量証明検査の実施状況

種類 区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	検査 個数	不合格 個数数	手数料 (円)	検査 個数	不合格 個数	手数料 (円)	検査 個数	不合格 個数数	手数料 (円)
質量計(はかり、おもり)	11	0	131,950	6	0	154,200	4	0	88,000
濃度計	0	0	0	0	0	0	24	0	607,200
騒音計	0	0	0	29	1	702,100	0	0	0
振動レベル計	20	0	648,000	0	0	0	0	0	0
計	31	0	779,950	35	1	856,300	28		695,200

※注 濃度計、騒音計、振動レベル計の検査は、(一財)日本品質保証機構の移動検定車を借用して実施しています。

VI 計量器の依頼検査

1 概要

従来、基準器検査が計量器のトレーサビリティ（計量標準の遡及性）の一翼を担っていた上記Ⅳの「基準器検査」が、新計量法施行により、計量法上の事業者以外は対象外とされました。

本県では、その対応策として、ISO9000シリーズ（国際的品質規格）の認定を受けている一般事業者等のニーズに応え、対象外とされている質量器を基準器検査と同等の検査を行う「依頼検査制度」（平成14年10月）を設けています。

2 依頼検査の実施状況

種類	区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		申請 件数	検査 個数	手数料 (円)	申請 件数	検査 個数	手数料 (円)	申請 件数	検査 個数	手数料 (円)
2級基準分銅相当分銅		0	0	0	0	0	0	0	0	0
3級基準分銅相当分銅		3	8	50,350	2	7	23,900	2	5	29,050
計		3	8	50,350	2	7	23,900	2	5	29,050

VII 特定計量器の定期検査

1 概要

取引又は証明に使用する質量計（はかり）については、2年に1回の周期で都道府県知事又は特定市（青森市、弘前市及び八戸市）の長が実施する定期検査を受けることが義務付けられていますが、本県では、計量法第20条の「指定定期検査機関」として、（一社）青森県計量協会を指定し、平成18年4月1日に大型はかりを、平成22年4月1日からは全ての質量計の定期検査を委託により実施しています。

2 定期検査の実施状況

区分 年度	対象		不合格		備考
	戸数	器物数	器物数	比率(%)	
平成26	2,135	8,743	31	0.28	4市11町6村
27	2,012	10,381	27	0.31	5市11町2村
28	2,087	8,591	52	0.61	4市11町6村
29	1,990	9,833	47	0.48	5市11町2村
30	1,944	7,943	25	0.31	4市11町6村
令和元年	1,874	9,135	15	0.16	5市11町2村
2	1,852	7,363	20	0.27	4市11町6村
3	1,783	8,651	37	0.43	5市11町2村

※注 上表のうち、大型はかりについては、次頁に詳細を掲載。

令和3年度定期検査のうち大型はかりの検査実施状況

【内数】

区分 市町村		検査日数(日)	検査戸数(戸)	検査月日	はかり				合計		
					機械式はかり		電気式はかり		受検数個	不合格数個	不合格率%
					受検数	不合格	受検数	不合格			
市部	黒石市	5.5	10	8月2日～9月30日	0	0	12	0	12	0	0
	五所川原市	3	5	10月18日～20日	0	0	5	0	5	0	0
	三沢市	4	7	9月9日～15日	0	0	7	0	7	0	0
	むつ市	4	10	8月24日～27日	0	0	11	0	11	0	0
	つがる市	3.5	6	10月5日～13日	0	0	6	0	6	0	0
小計		20	38		0	0	41	0	41	0	0
西津軽郡	鱒ヶ沢町	1.5	3	10月6日～8日	0	0	3	0	3	0	0
	深浦町	1	2	10月7日	0	0	2	0	2	0	0
小計		2.5	5		0	0	5	0	5	0	0
北津軽郡	板柳町	2.5	4	7月30日～10月1日	0	0	4	0	4	0	0
	鶴田町	2	4	10月4日～21日	0	0	4	0	4	0	0
	中泊町	3	4	10月14日～12月3日	0	0	4	0	4	0	0
小計		7.5	12		0	0	12	0	12	0	0
中郡	西目屋村	-	-		-	-	-	-	-	-	-
小計		-	-		-	-	-	-	-	-	-
上北郡	野辺地町	2	3	8月23日～9月22日	0	0	3	0	3	0	0
	七戸町	2.5	4	9月16日～24日	0	0	4	0	4	0	0
	六戸町	4	8	9月2日～13日	0	0	8	0	8	0	0
	横浜町	1	2	8月23日～9月22日	0	0	2	0	2	0	0
	東北町	1.5	3	9月1日～17日	0	0	3	0	3	0	0
	六ヶ所村	2.5	4	8月30日～9月1日	0	0	4	0	4	0	0
	おいらせ町	1.5	3	9月8日～9日	0	0	3	0	3	0	0
小計		15	27		0	0	27	0	27	0	0
総計		45	82		0	0	85	0	85	0	0

Ⅷ 立入検査

1 概要

計量法では、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長の職員が、計量法の施行に必要な限度において、登録、指定を受けた計量関係事業者の事業所等に立ち入り、その計量関係設備、特定商品の検査等を行い、計量関係法令に違反していると認められる者に必要な措置を講ずることができるとされており、本県においても、その立入検査を行っています。

2 立入検査の実施状況

(1) 製造事業者等

指定製造事業者に対し、品質管理の方法が維持され、良質な特定計量器が出荷されているか検査を実施しました。

(2) 特定計量器

特定計量器のうち、燃料油メーター及び液化石油ガスメーターについて、下記のとおり実施しました。

① 実施地域

三沢市、黒石市、平川市、おいらせ町、六戸町、六ヶ所村、七戸町、東北町、平内町、野辺地町

② 検査結果

区分	日数	事業所数	検査個数	不合格個数	不合格数		
					期限切れ	封印の破損	構造不良
燃料油メーター	6	30	357	0	0	0	0
液化石油ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0
計	6	30	357	0	0	0	0

(3) 商品量目

「特定商品」の量目については、次のとおり、スーパーマーケット等を訪問し、立入検査を実施しました。

区分		実施時期	実施区域	日数	延べ人員	事業所数	検査個数	不正個数
表示指導	前期 (6月～8月)	令和3年6月8日	むつ市	1	2	3	263	0
		令和3年7月16日	黒石市	1	2	3	288	0
	後期 (10月～12月)	令和3年10月12日	十和田市	1	2	3	285	0
		令和3年11月1日	鶴田町	1	3	3	273	0
	上記以外	-	-					
計				4	9	12	1,109	0

Ⅸ 歳入・歳出等の推移

1 歳入・歳出の推移

(1) 歳入

(単位：千円)

区分 \ 年度	元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (当初)
登録関係手数料	56	2	0	55
検定関係手数料	4,857	4,874	5,552	5,118
検査関係手数料	7,765	6,865	7,980	6,458
依頼検査手数料	50	24	29	39
諸収入	1,888	2,002	2,160	2,210
計	14,616	13,767	15,721	13,880

(2) 歳出

(単位：千円)

区分 \ 年度	元 (決算)	2 (決算)	3 (決算)	4 (当初)
旅費	1,046	825	1,249	1,509
需用費	3,578	3,590	4,272	4,106
役務費	804	1,441	1,011	1,549
委託料	22,636	22,555	23,595	23,090
使用料及び賃借料	2,265	1,616	1,335	636
備品購入費	400	383	495	485
負担金・補助及び交付金	52	52	53	53
公課費	25	0	25	0
計	30,806	30,462	32,035	31,428
庁舎一部解体事業費・PCB廃棄物処理委託	3,188	102,093	—	—
計量検定庁舎大規模改修事業費	—	—	—	62,130
高圧ケーブル・受電設備機器更新	—	—	—	4,507

2 手数料収入の推移

区分 \ 年度	元 (決算)		2 (決算)		3 (決算)	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
計量証明事業の登録	1	53,800	1	1,750	0	0
計量証明事業登録証の訂正	0	0	0	0	0	0
検定	3,873	4,856,800	3,773	4,874,650	3,933	5,551,850
基準器検査	52	121,800	120	116,360	113	189,480
計量証明用計量器の検査	31	779,950	35	856,300	28	695,200
定期検査	9,135	6,863,350	7,363	5,892,190	8,651	7,096,160
計量管理方法検査 (適正計量管理事業所指定)	1	2,550	0	0	0	0
依頼検査	8	50,350	7	23,900	5	29,050
計	13,101	12,728,600	11,299	11,765,150	12,730	13,561,740

※注 i 検定には、タクシーメーター装置検査を含む。
ii 「基準器検査」の件数(個数)には、手数料が免除のものを含む。

X 計量関係機関等

1 計量特定市

計量特定市とは、地方公共団体のうち、計量法第10条第2項の規定について定める政令（計量法施行令第4条）により、同法に定められた計量に関する職務を都道府県に代わって行うことができる市を言います。

本県では青森市、弘前市及び八戸市が該当し、定期検査や立入検査等の各種計量業務を行っています。

特定市名	担当部署	電話番号
青森市	市民生活部 生活安心課 消費生活相談チーム(兼)計量検査所	017-734-5250
弘前市	商工部 商工労政課 雇用支援係(兼)計量検査所	0172-35-1135
八戸市	市民防災部 暮らし交通安全課 消費生活相談グループ	0178-43-9524

2 一般社団法人青森県計量協会

(1) 設 立

平成14年に青森県計量協会を社団法人化した後、法人移行制度に伴い、平成24年4月1日から一般社団法人青森県計量協会に移行し、現在に至っています。

(2) 住 所

〒030-0113

青森市第二問屋町四丁目11番6号（TEL・FAX：017-729-1703）

(3) 事務局

計量士6名（事務局長含む）、事務職員1名、計7名

(4) 設立趣旨

県民の正しい計量思想の啓発及び計量に関する調査研究を行い、併せて県内企業製品の品質向上と計量界の進歩発展に努め、もって広く適正な計量を実現し、青森県経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(5) 業 務

ア 計量法の普及

イ 計量思想の普及啓発

ウ 計量及び計量器に関する調査、研究及び助成

エ 計量に関する講演会、講習会、座談会及び見学会の開催

オ 計量器に関する検査事業

カ 青森県収入証紙の売りさばき

キ 計量功労者の表彰

ク その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(6) 会 員（令和4年3月31日現在） 138名

・一般会員（法人） 133名

・特別会員（個人） 5名

(7) 役 員（令和4年3月31日現在）

・会 長 西 秀記

・副会長 端 洋志

・専務理事兼事務局長 柳谷 謙司

・理 事 7名

【参考資料】

■検定・検査に使用している各種ステッカー

(1) タクシーメーター合格ステッカー（図1）

タクシーメーターの装置検査に合格したものは、右の合格ステッカーをメーターの見やすい箇所に貼付しています。

（検査の有効期間は合格後1年間。有効期限は西暦表示。）



図1

(2) 燃料油（ガソリン、灯油など）メーターの検定ステッカー（図2）

燃料油メーターの検定に合格したものは、右の有効期限表示ステッカーをカウンター付近（表示板）の見やすい箇所に貼付しています。

（ガソリンスタンド等の有効期間は合格後7年、ホームローリーは5年間。タクシー車両の燃料として使われるLPGスタンドのメーターは有効期間が4年。有効期限は西暦表示。）

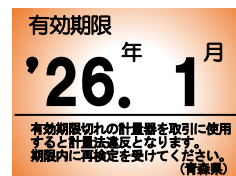


図2

(3) 特定計量器定期検査用ステッカー（図3）

はかりの定期検査に使用するステッカー（定期検査合格証）は、次のものを計量器の見やすい箇所に貼付しています。（有効期限は西暦表示。）



図3

(4) 不合格ステッカー（図4）

検定・検査で不合格になった計量器には「不合格ステッカー」を貼付します。



図4

(5) 家庭用はかりステッカー（図5）

検定を受けないで「家庭用」に使用する目的で製造されているはかりを、取引・証明に使用している場合、右のステッカーを貼付しています。



図5

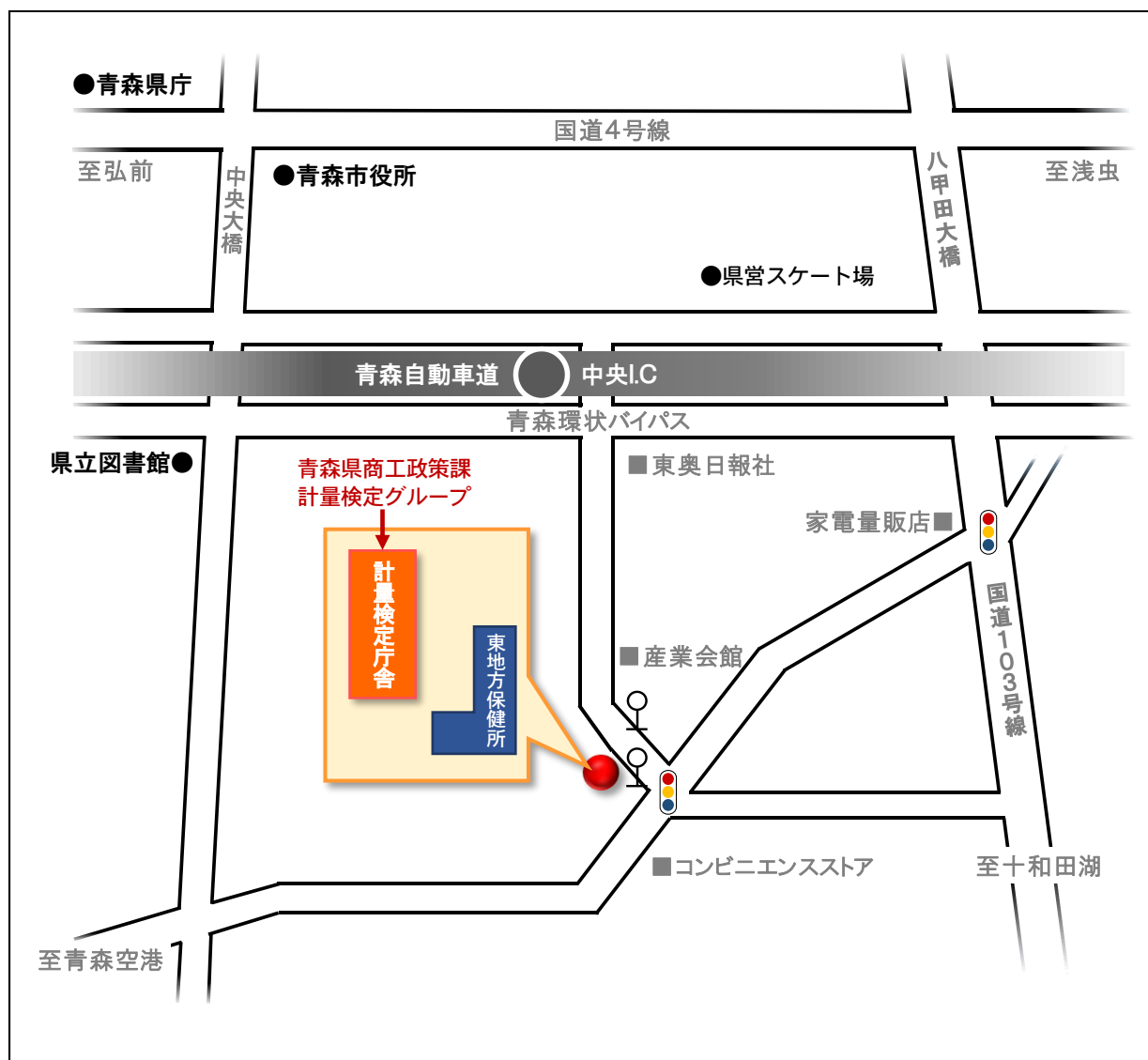
(6) 水平・零点ステッカー（図6）

はかりの「所在場所」で検査を行った際、水平等が合っていないとき、注意を促すためのものです。水平・零点を合わせることは、「はかり」を使用するときの基本となっています。



図6

「計量検定庁舎」へのアクセス



《交通アクセス》

●青森自動車を利用する場合

青森中央インターチェンジ入口交差点（第二問屋町北口）を南に約 800m

●バスを利用する場合

J R 青森駅前バス停から、市営バス問屋町行きにて「東保健所前」下車（約 40 分）

令和4年度 業務概要 ～青森県の計量行政～

作成日 令和4年5月

作成者 青森県 商工労働部 商工政策課 計量検定グループ

住所 〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6

電話 017-739-8555 F A X 017-739-8556